

保護者各位

## 事業所運営とリスク管理の指針 (令和4年4月1日～適応)

平素は、ガリレオグループをご利用いただき誠にありがとうございます。  
 漸く全国的なコロナ感染症蔓延防止等重点措置も解除され、コロナ感染症もひと段落してきた様子です。またそれと並行し、国のコロナ関連についての指針も改正されたため、それに伴い今回ガリレオグループでもコロナ感染症に関する運営とリスク管理の指針改正をすることとなりました。つきましては、改定後の指針を下記のようにいたしましたので、ご確認をお願い致します。また、この指針は、社会情勢の変化に伴い、随時改定を行い、その都度お知らせ致します。また、皆様にはこれまで通り、安心してご利用を継続していただけるように、日々アルコール消毒等の感染対策も継続して実施してまいります。

### 濃厚接触者の定義と待機期間

#### 濃厚接触者定義

(濃厚接触者例示)

- ・同居人
- ・お互いマスクなしで1m以内、15分以上の接触  
(どちらかがマスク着用時は濃厚接触者とはなりません。)

#### 待機期間

一般	7日間
エッセンシャルワーカー	3日間
(厚生労働省の資料に基づく)	

※いずれもコロナ感染症発症より2日前を発症0日と考える。

- ※「濃厚接触者」「非濃厚接触者」という文言については、厚生労働省の定義に準じます。
- ※ 潜伏期間→7日(多くは3日程度) WHO資料参照
- ※ 感染可能期間(うつしやすい期間)→発症2日前～隔離開始日まで(特に発症後7日～10日)

### 新型コロナウイルスについての対応(2022年4月から適用)

- 職員発症(37.5度以上) → 自宅待機。保健所の指示に従い静養。その後職場復帰。  
 神戸市・保健所報告後、事業所の判断にて再開。  
 再開前に事業所内・送迎車全て消毒。  
 陽性者と関わった疑いのある職員(発症2日前を起点とする。)については、即日簡易検査を行い陰性確認後就業許可とする。  
 また、翌日も同様の措置を取り、陰性なら就業を許可する。  
 陽性なら上記同様、保健所の指示に従う。
- 利用児童発症(37.5度以上) → 利用一時中止。保健所の指示に従い静養。その後、受入れ再開。  
 利用児童が通う、学校で身近な関係者(生徒・教諭等)が陽性になった場合はガリレオ利用対象児童に検査キットをお渡しします。  
 各ご家庭で検査を行い、陰性確認後ガリレオ利用可能とします。
- 家族発症(37.5度以上) → 濃厚接触者確定。利用一時中止。保健所の指示に従い静養  
 利用再開についても保健所の指示に従う。

通われている学校で新型コロナウイルス感染者が出た場合は、すぐに各事業所へ連絡をお願い致します。

※以上の想定されるケースにおいては、指針に沿い対応を実施いたします。  
 上記以外、想定外の事態が発生した際には、その都度、各管理者とエリアマネージャーで協議  
 上速やかに決定・報告を致します。

### 新型コロナ関連の情報発信について

上記内容及び利用者様の不利益が予測される場合は、直ちに情報発信を行います。  
 皆様のご理解とご協力の程よろしくお願い致します。

## ガリレオグループ事業所の対応

- 療育
- ・施設通所後、手指消毒・検温・手洗いうがいの励行
  - ・施設内換気・密の回避・黙食の指導
  - ・マスクの着用
    - ※マスクが出来ない利用者様には、家庭でマスク着用の方法を支援していただきます。マスクが着用できる（お子さまが拒否しない）状況を作った状態での利用をお願いします。
    - （他利用者・職員への感染防止・濃厚接触者を出さない為）
  - ・療育終了後、施設内・その日使用した全ての備品の消毒

- 送迎
- 送迎時は窓を少し開け、換気を行う。  
出来る限り密にならないような座席の設定  
送迎終了後施設内清掃・消毒

- 検査キットの配布
- 学級閉鎖・学年閉鎖・学校閉鎖等感染者と接触または接近した疑いがある場合は、ガリレオからコロナ感染症抗原検査キットを対象利用者全てに配ります。其々、各ご家庭で検査後陰性を確認し利用再開とします。

- 緊急時連絡方法
- 利用者や職員の陽性者発症状況等、緊急の連絡の際はガリレオグループ各事業所から公式ラインでお伝えしますので、そちらをご覧ください。  
また、ガリレオホームページにこちらの指針も記載させていただきます。

- 代替支援について
- 新型コロナウイルス感染リスクを懸念して施設利用を控えられている利用者様対象に電話等代替支援を行っております。具体的な代替支援の内容としては、電話での体調伺いやご利用者様ご本人との会話、ご家庭でのお困りごと等の相談となります。また、ご希望のご家庭には、個別支援プリントの配布とZOOMによるオンライン療育支援を行いたいと思います。
- 電話等代替支援に関しましては、神戸市が認めている特例措置になります。代替支援に関しての神戸市からの通達は、神戸市HPの障害福祉事業→新型コロナウイルス感染症防止に関する放課後等デイサービス等の対応について→令和3年3月24日通知をご確認ください。